

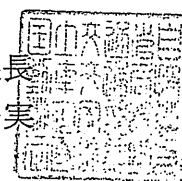
国自技第95号
国自整第43号
平成17年8月1日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長
豊崎 寛 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部技術企画課長

戸澤 秀実



整備課長

清谷 伸吾



軌陸車等の鉄道保線用車両の検査時における架装の仕様の確認について

軌陸車等の鉄道保線用車両の重量超過の問題に関しては、平成17年7月15日に、不正行為が確認されたメーカーに対して警告書を交付するとともに、関係するメーカー各社、自動車使用者並びに関係団体に対し、法令遵守の徹底を図るよう指示しています。

また、同種事案の再発防止のため、軌陸車等の鉄道保線用車両の新規(予備)検査の際の架装状況等の仕様の確認や継続検査の際の重量測定の適宜実施等の対策を講じるよう自動車検査独立行政法人に指示等を行っています。

つきましては、貴会におかれましても、傘下会員である各指定自動車整備事業者において、保線作業車、軌道兼用車の継続検査の申請があった場合には、自動車検査証との同一性の確認に当たって十分注意して行うよう周知方お願いします。